

# 松林地区まちぢから協議会

## 公募委員を募集します！

### 募集期間

令和8年1月14日（水）～2月13日（金）【必着】

松林地区では、自治会をはじめ地区内で活動をしている各種団体で「松林地区まちぢから協議会」を設立し、地区内の課題解決に向けての取り組みを進めています。

この度、この趣旨をご理解いただき、協議会のメンバーとして地域課題等について一緒に考えていただく委員を公募することになりました。

1. 募集人数 2名程度
2. 応募資格 松林地区に在住・在勤・在学の方
3. 選考方法 応募用紙による書類審査及び面接審査
4. 任期 原則2年間
5. 活動内容 年間11回程度の運営委員会、各部会活動への参加など
6. 活動場所 松林公民館ほか
7. 報酬 なし
8. 応募方法 「松林地区まちぢから協議会公募委員応募用紙」（松林公民館、市民自治推進課で配布。市ホームページからダウンロードもできます）を松林公民館または市民自治推進課へ提出してください。  
[①持参 ②郵送 ③FAX ④電子メール]



### 【お問い合わせ先】

松林地区まちぢから協議会事務局（茅ヶ崎市くらし安心部市民自治推進課内）

住所 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号（市役所本庁舎4階）

電話 0467-81-7126 FAX 0467-87-8118

電子メール shiminjichi@city.chigasaki.kanagawa.jp